

与論町告示 第24号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を策定したので、同条第8項の規定により公告する。

令和8年3月31日

与論町長 田畑 克夫



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画を策定した地域
茶花地区（茶花集落、立長集落）
与論地区（城集落、朝戸集落、西区集落、東区集落）
那間地区（古里集落、那間集落、叶集落）